

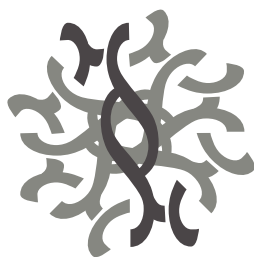


ニュースレター2022年第3号

デュッセルドルフ・エッセン・フランクフルト・ミュンヘン、
2022年2月28日

統一特許裁判所行政委員会創立総会

EU、WTOで中国に対する手続きを開始



M I C H A L S K I • H Ü T T E R M A N N
P A T E N T A N W Ä L T E

統一特許裁判所行政委員会創立総会

2022年1月19日の議定書発効して¹, 統一特許裁判所の開始に向け、必要な準備が始まった後、2022年2月22日に統一特許裁判所行政委員会創立総会が行った²。

それは、欧州特許庁と同様、裁判所以外の最高機関であり、加盟国の代表者で構成されている。ただし、各加盟国の議席数は、欧州特許条約のように2つではなく、1つだけである。予想通り、前準備委員会(議定書の発効から存在し止めた)の議長であったスウェーデンのAlexander Ramsay氏が議長に選出され、副議長はドイツのJohannes Karcher氏であった。

その中でも、欧州特許訴訟証明書(EPLC)に関する規則は、その会議ですでに採択されている。報道によると、「Hagen Kurs」とその前に行った「Fischbachau Kurs」と共に、統一特許制度の発効から1年以内に単位認定されるコースリストに残っておるので、欧州特許代理人でもあるドイツ弁理士の大多数が自動的に統一特許裁判所に対する代理権を持つことになりそうである。

また、任命される裁判官の応募手続きを行う専門委員会の構成も採択された³。

3月末から応募手続きを開始し、十分に進み次第、ドイツは批准書を寄託する予定である⁴。

間もなくEPLCも専門委員会の構成も公表されていくと思われる。

最後に、以下の加盟国が正式に地方裁判所の開設を表明したことも報告された：

オーストリ、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ(4つの地方裁判所)、イタリア、オランダ、ポルトガルとスロヴェニア
バルト三国のエストニア、ラトビア、リトアニアとスウェーデンを含む唯一の地域裁判所である。

つまり、EPC第33条2項の(論争を招くような)⁵「ユニリーバ・ルール」⁶による特許侵害訴訟が地域裁判所に係属中であるが、侵害が少なくとも3つの地域裁判所の領域で発生した場合、当該地域裁判所は被告の要請により、その訴訟を中央裁判所に付託しなければならないが、当面の間、無効になったことを意味している。

2022年4月21日と22日に行う第29回の[Fordham IP Conference](#)でProf. Dr. Aloys Hüttermann氏は「Keeping the cake and eating it when opting out at the UPC? – The Hüttermann-maneuver」について発表する予定である。(英語のみ)

¹ 公式タイトル「Protocol to the Agreement on a Unified Patent Court on provisional application」(仮出願について統一特許裁判所に関する協定の議定書)、MH Newsletter [2021年第9号](#)、[2021年第11号](#)、[2021年第12号](#)、[2021年第14号](#) と [2022年第1号](#)

² [こちら](#)をご覧ください。

³ MH Newsletter [2022年第2号](#)

⁴ MH Newsletter [2022年第1号](#)

⁵ Tilmann/Plassmann「Unified Patent Protection in Europe」OUP 2018年、Tilmann氏はEPC第33条2項についてコメントし、その規制が欧州法に反していると考えている。

⁶ Hüttermann, 「Einheitspatent und Einheitliches Patentgericht」Heymanns 2016年, 第391項から

従って、ブルガリア、ルクセンブルクとマルタは地方裁判所の開設せず、地域裁判所も参加しない。その国では特許侵害が発生した場合、中央裁判所で主張されなければならない⁷。中央裁判所と合わせると、第一審の裁判所は14カ所になる。



⁷ Tilmann氏によると、その規制も欧州法に反していると考えているそうだ。

EU、WTOで中国に対する手続きを開始

EUは、中国の「禁訴令」に基づき、WTOで中国に対する手続きを開始した⁸。数年、中国の裁判所が、中国企業とノキアやエリクソンなどの欧州企業を含む外国企業との紛争において、移動体通信分野のいわゆる「禁訴令」を出す事例が増えている。つまり、外国企業は、ドイツなど他の国で中国の競合他社に行動をとれなくなり、とったら、1日あたり6桁ユーロの高額な罰金を支払う可能性になるのである。

中国の裁判所は、実施権供与に関して、ドイツの裁判所より結構低い金額で十分だと考えることが多いので、EUは、革新的な欧州企業に対して、中国の競争相手に不利な条件で自社の技術へのアクセスを認め、不当な圧力をかけていると考えている。

2020年8月以降、中国の裁判所は、ハイテク特許を持つEU企業に圧力をかけ、正当に技術を保護できないようにするための判決（「禁訴令」と呼ばれる）を出している。中国の裁判所も重い罰金の脅しによって、欧州企業が外国の裁判所に行くことを抑止している。

欧州のハイテク企業は、自分たちの権利を守るために戦う際に大きな不便を背負うことになった。中国の企業は、欧州の技術をより安く、あるいは無料で入手するために、そのような禁訴令を要求している。⁹

WTOでの手続きはよく何年間かかるので、近いうちに決定がないと思われている。しかし、EUがそのような行動することを決定したことは珍しい。通常、航空機の建設業界における訴訟などでの（思われている）不当にまたは過度に認められた補助金や、特に食品分野で輸入規制を行う場合、保護貿易主義のようなことだと思われている。特許法に基づく手続きは例外的な傾向があり、その場合、過去に主導権を握ったのがたいてい米国であった。

中国が手続きの過程で法律を改正するという可能によって、現在の慣行を修正する意思があるかどうかはまだ不明である。EUの主張が正しいことが証明され、しかし中国が止めない場合、EUは関税を課すなどの法的措置を取れる。

皆様のご親族、従業員、同僚、そしてもちろん皆様ご自身が、今の困難な時期に幸運でありますように願っています。

印刷所

Michalski · Hüttermann & Partner
Patentanwälte mbB

Speditionstrasse 21
D-40221 Düsseldorf
電話: +49 211 159 249 0
ファクス: +49 211 159 249 20

Hufelandstr. 2
D-45147 Essen
電話: +49 201 271 00 703
ファクス: +49 201 271 00 726

Perchtinger Straße 6
D-81379 Munich
電話: +49 89 7007 4234
ファクス: +49 89 7007 4262

De-Saint-Exupéry-Str. 10
D-60549 Frankfurt a.M.
電話: +49 211 159 249 0
ファクス: +49 211 159 249 20

このニュースレターの内容は概説だけ反映し、概説を提供するものであり、ドイツ法律相談法に基づく法律相談ではございません。

内容を完全に確認したにもかかわらず、Michalski · Hüttermann & Partner Patentanwälte mbBは、上記の情報の有効性、正確性、整合性、品質についてご引責致しません。

8 [こちら](#)をご覧ください。

9 [こちら](#)をご覧ください。